

提案の実現による効果

見込める効果

コミュニティバス等の制度上の位置付けを見直すことで、地域の実情に合った合理的な地域公共交通を導入することが可能となり、地域交通の充実、利便性の向上が図られる。

利用者の利便性が向上することで、さらに利用者の増加が期待され、地域公共交通の維持・確保につながる好循環が生まれる。



公立大学法人の所有する土地等の 第三者貸付要件の見直し

指定都市市長会

公立大学の役割と機能について

役割

- 学術の中心として、広く知識を授ける
- 深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を発展させる
- 地域における高等教育機会の提供
- 地域社会での知的・文化的拠点としての中心的役割

出典：文部科学省HPより

機能

- L** LINK
地域の価値をつなげる
- E** ENHANCE
地域の財産を発展させる
- A** ASSURE
地域のいのちを守る
- D** DEVELOP
地域の可能性を開発する

出典：公立大学の在り方に関する検討会議 報告書
「時代をLEADする公立大学」より

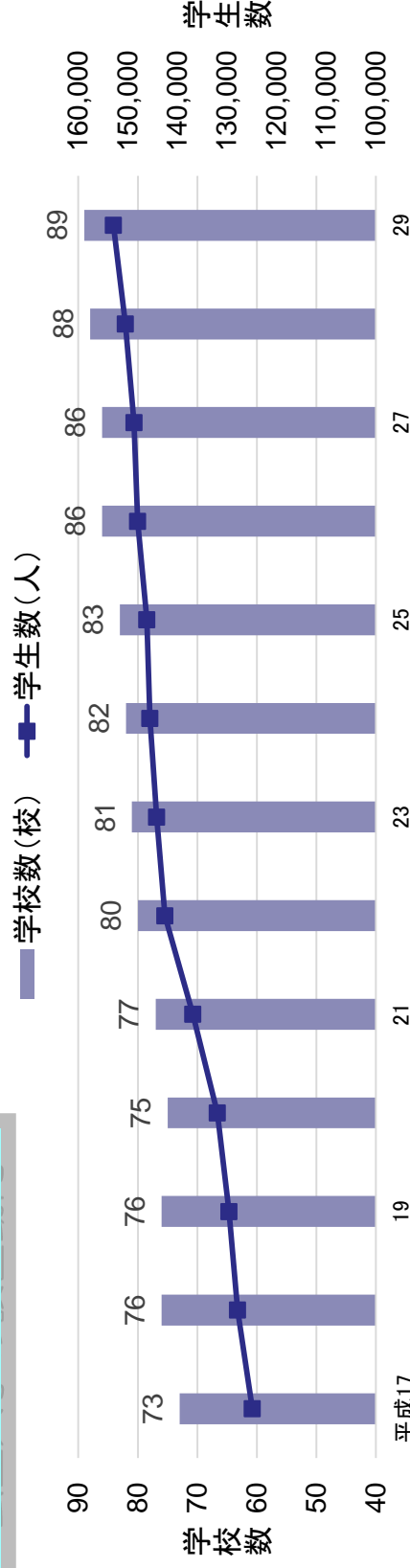
公立大学の現状について

国公立大学（学校数・学生数）比較

	国立	公立	私立
学校数	86校	89校	604校
学生数	609,473人	152,931人	2,128,476人

※学校数について、募集停止の大学を除く(国公立のみ)

公立大学の設置動向



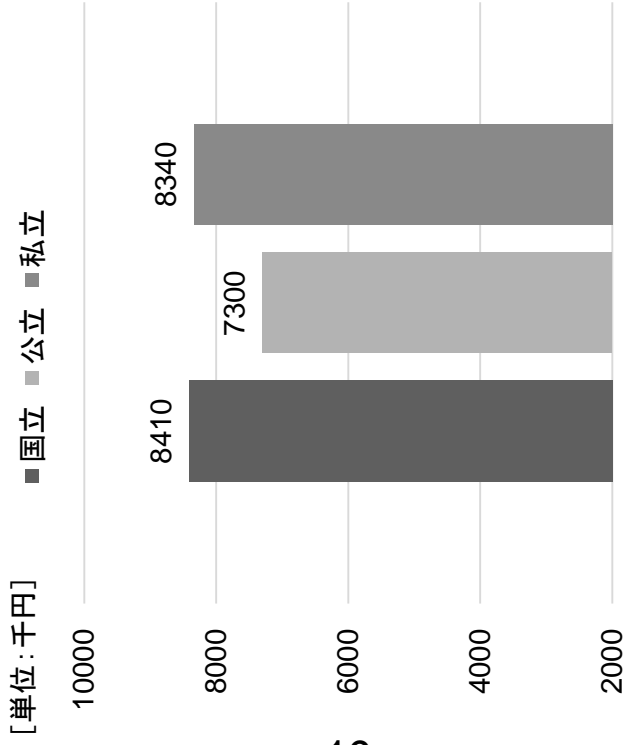
出典：平成29年度学校基本調査

出典：学校基本調査

公立大学は、学校数、学生数ともに増加傾向で、平成29年現在で89校となっており、国立大学法人の86校を上回っている。今後も、それぞれの地域における社会・経済・文化への貢献が期待されている。

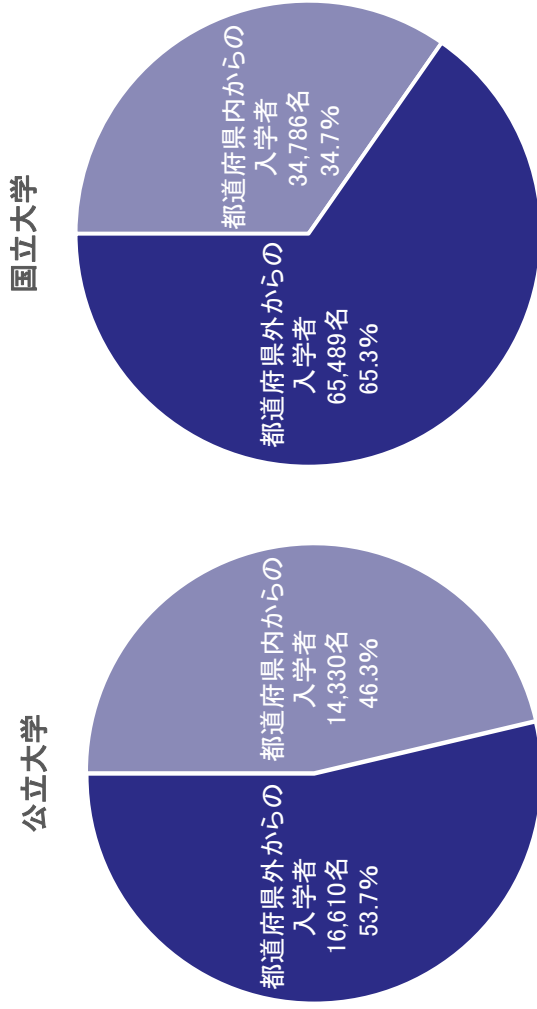
公立大学の現状について

家庭の年間平均収入額



出典：平成28年度学生生活調査

入学者に占める都道府県内出身者の割合

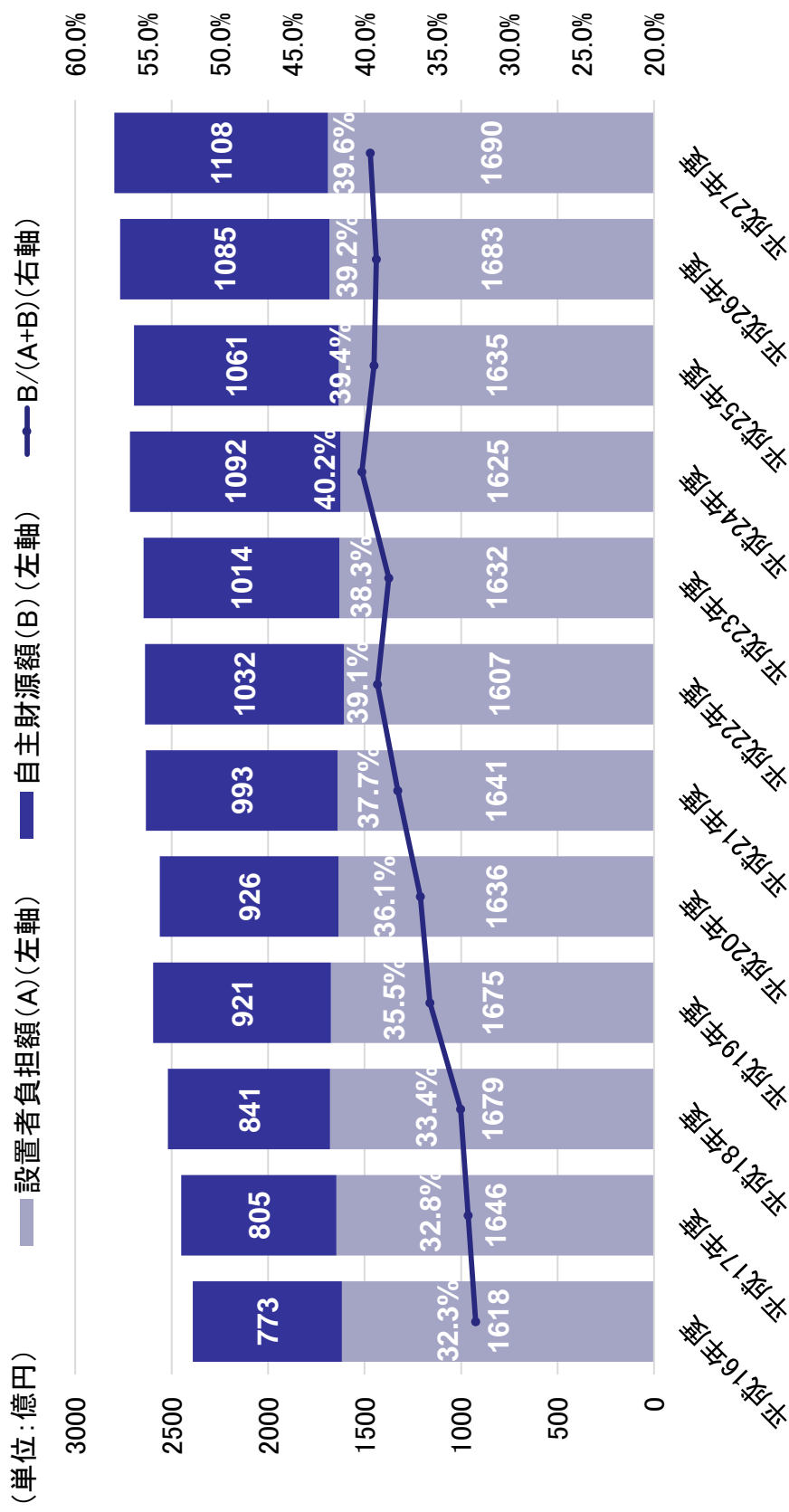


出典：平成27年度学校基本情報、学校基本調査、学校ポートレート、大学ポータルレポート、公立大学実態調査の各結果に基づき公立大学協会事務局作成

- 公立大学生の家庭の年間平均収入額が国立、私立大学生の家庭と比較して低くなっており、低所得家庭の進学機会の供給に公立大学は、重要な役割を果たしている
- 地方創生政策では大学進学時の地元残留率が注目されているが、公立大学は、国立大学と比較して地元残留率に対する貢献度が高くなっている

公立大学の現状について

財源の内訳及び自主財源の割合の推移



出典: 公立大学実態調査表より作成

大学数及び学生数が増加しているにもかかわらず、設置者負担額は1,600億円台でほぼ横ばいに推移しており、結果として設置者負担額の割合は減少し、自主財源額及びその占める割合は増加している

公立大学の現状について

公立大学は、設置者負担額の割合が減少している中で、自主財源の獲得に取り組んでいるが、国立大学法人には認められていない資産の有効活用（土地等の第三者貸付）ができない

公立大学法人

地方独立行政法人法

公立大学法人は、「大学の設置及び管理」及び「これに附帯する業務」以外の業務を行ってはならない（第70条）



業務の範囲を超えて、土地等の第三者貸付ができない

国立大学法人

平成29年4月国立大学法人法改正

教育研究水準の一層の向上を図るために必要な費用に充てるために、文部科学大臣の認可を受けて、国立大学法人の業務に関わらない用途として、将来的に大学で使用予定はあるものの、当面使用が予定されていない土地等を第三者に貸付けることが可能に（第34条の2）



国立大学法人には認められ、公立大学法人には認められない合理的な理由はなく、地方独立行政法人法の趣旨に鑑みても不合理な規制である

教育研究水準の一層の向上に取り組もうとしている公立大学法人の
自主・自律的な運営を阻害している！

国が一律で禁止するのではなく、地方の判断に委ねるべきである

ある公立大学における具体的な支障事例

学生や教員から、キャンパス内にコンビニ設置を求めめる意見が寄せられている



平成26年度にコンビニ1社より、キャンパスの道路に面した場所への出店について打診があったが、文部科学省に問合わせたところ、現行の法の解釈では設置は困難であるとの見解

【文部科学省大学振興課公立大学係の見解（平成27年6月）】

- 学生や教職員の福利厚生施設として、キャンパス内のみを対象としたコンビニであれば、地方独立行政法人法第70条の「附帯する業務」の範囲内
- 積極的に外来利用者を迎えることを前提に、外来利用者の駐車場を備えたコンビニを設置することは、福利厚生施設として「附帯する業務」の範囲内とすることは疑義がある
- 福利厚生施設としてコンビニを設置するのであれば、外来利用者の駐車場を設置せず、学生や教職員にとってキャンパス内の最も利便性の高い場所に設置することを条件に入札を行うべき



平成28年度に、キャンパス内の学生や教職員の利用に限定した店舗を前提に、コンビニ各社に出店可能性を調査したところ、採算性の面でコンビニ事業成立は困難となっている

提案内容

公立大学法人においても国立大学法人と同様に、法人業務に関わらない用途でも、土地等の第三者貸付が可能となるよう、地方独立行政法人法の改正を求めめるもの。

期待される効果

- 公立大学法人が所有する資産の有効活用による自己収入の確保が可能となることで、各公立大学の強みや特色を生かした取組を行うために必要な財政基盤の強化が図られ、公立大学法人の自主性・自律性の高い運営による教育研究水準の一層の向上が期待できる
- 土地等の第三者貸付の活用を図ることで、学生や教職員の利便性の向上につながることも期待できる
- 公立大学と国立大学の規定が同じになることで、地方独立行政法人法の趣旨に鑑みても不合理な規制が解消される

消防団員等が消防車両を運転する際の特例制度の創設

特例制度の創設



山梨県鳴沢村
他13山梨県町村

鳴沢村及び共同提案団体において所有する消防車両

消防車両の運転に必要な免許

- ・鳴沢村その他の共同提案団体の保有する消防車両は、中型車両14台、準中型車両77台となっている。消防団員がこれらの消防車両を運転するためには、それぞれ中型免許、準中型免許が必要となっている。

(鳴沢村及び共同提案団体所有している消防車両の重量別内訳)

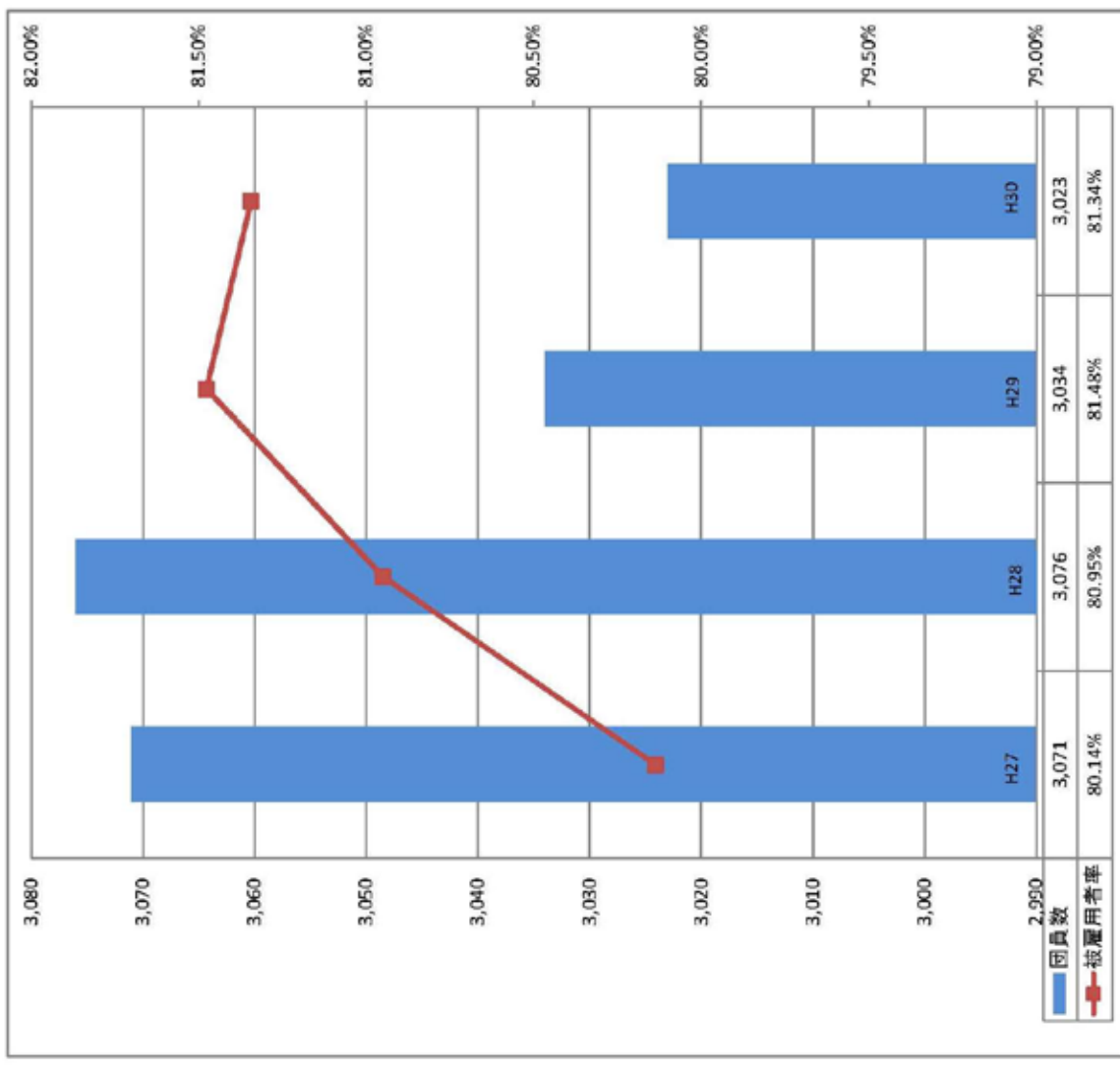
車両重量	必要な免許	所有台数	割合
3.5トン未満	普通免許	155台	63%
3.5トン以上5.0トン未満	普通免許 (H29.3.12法改正前、5.0トン限定) 準中型免許	77台	31%
5.0トン以上7.5トン未満	普通免許 (H19.6.1以前、8.0トン限定) 準中型免許	7台	3%
7.5トン以上	普通免許 (H19.6.1以前、8.0トン限定) 中型自動車	7台	3%

消防団員の不足

- 消防団員が不足
 - 鳴沢村その他の共同提案団体は、消防団員の定数が3265人であるところ、実際の団員数は3023人となっており、消防団員の確保が喫緊の課題となっている。
 - 実団員数の中には活動にほとんど参加できない人数も含まれており、参加している消防団員にとって負担は大きいと言える。
 - 参加していない、できない団員については被雇用者率に現れているように団員の80%以上については会社員となっている為と考えられる。
 - 参加が難しく、消防団を断る世帯も多く、実際消防団に入っても活動に参加することが難しいということが現状といえる。

山梨県・町村消防団員数・被雇用者率の推移

(平成30年4月1日現在(平成30年は暫定値))



消防活動における課題

消防活動における支障事例

- ・鳴沢村の消防団員は80人である。このうち19歳から39歳までの消防団員等は71人、40歳から60歳以上までの消防団員は9人であり、消防団活動については10代から30代までの年代が活動の中心となる。今後入団する、若手消防団員は取得した普通免許で準中型車両の消防車両を運転できず、消防活動における初期消火等で迅速な対応に支障が生じている状況である。



制度の改善点

- ・普通免許を保有する若手消防団員等が準中型車両を運転できるようになるためには、普通免許の限定解除又は準中型免許の段階取得に係る消防団員の選択肢を拡大し、団員の負担を軽減する必要がある。

消防車両を運転することができる者を確保するための提案

消防学校等での技能教習

- ・山梨県（鳴沢村）は消防用緊急自動車等運転資格の審査に関する特例を実施している。消防用緊急自動車等の運転資格の審査に併せ、普通免許の限定解除又は準中型免許の段階取得の審査も行うことができるようにし、審査に合格することより、少なくとも消防団員が消防車両の準中型車両の運転が可能となる普通免許の限定解除又は準中型免許の段階取得が可能とする措置を求める。

（各免許・資格の取得に必要な技能教習）

取得する免許・資格	必要な教習	教習時間
緊急通行車両運転資格	<ul style="list-style-type: none"> ・技能教習 「消防用緊急自動車等運転資格の審査に関する特例について」 	合わせて5時間以上
法改正前普通免許の限定解除	<ul style="list-style-type: none"> 準中型 ・技能教習 中型 ・技能教習 ・学科教習 	4時間 1 1時間 1 1時間
法改正後普通免許の限定解除	<ul style="list-style-type: none"> 準中型 ・技能教習 ・学科教習 中型 ・技能教習 ・学科教習 	1 3時間 1 1時間 1 5時間 1 1時間
準中型免許	<ul style="list-style-type: none"> ・技能教習 ・学科教習 	4 1時間 2 7時間

消防車両を運転することができる者を確保するための提案

自衛隊自動車訓練所での技能教習

- ・ 中型車の消防車両も配備されており、中型車以上の消防車両を運転できる消防団員等の確保も必要となっている。一定の運転適性を有する消防団員等が自衛隊自動車訓練所において免許取得に向けた教習を受講できるようにし、当該教習を修了し免許を取得する消防団員等については、運転免許制度において、自衛官と同様の取扱いとする措置を求める。

(消防車両限定免許の取得イメージ)

	自衛官	消防団員等
入校資格	警察庁方式運転適性検査において運転適性が認められた者	
教習 (規律訓練等を含む。)	「免許あり」の課程・・・約10週間の期間、受講 「免許なし」の課程・・・約16週間の期間、受講	
学科	都道府県の運転免許試験場において受検	
免許	自衛隊車両限定	消防車両限定

防衛省のメリット

- ・ 自衛官と消防団員等と一緒に行動する機会が生まれ、消防と自衛隊との連携強化につながる。
- ・ 地域の消防、防災体制が確保され、防衛省にとっても自衛隊の災害派遣に関して好ましい効果もたらされる。

地方分権改革に係る提案団体ヒアリング

経済産業大臣の登録を受けた登録電気
工事業者等に対する危険等防止命令の
国から都道府県への権限移譲



平成30年7月9日(月)

山梨県 防災局

危

提案の目的と内容

【目的】

経済産業大臣の登録を受けた登録電気工事業者等に対して、都道府県知事が直接、危険等防止命令等を出すことを可能とし、電気工事による危険及び障害の発生防止のための措置が、より迅速かつ確実に行われるようにするため

【内容】

経済産業大臣の登録を受けた登録電気工事業者等に対して、都道府県知事が直接、危険等防止命令等を出すことを可能とするための権限移譲
 登録電気工事業者等に関する情報(危険等防止命令等の状況を含む)を、経済産業大臣を介して関係都道府県知事が共有する仕組み等の整備

< 電気工事業者の登録等に係る権限 > (電気工事業者の業務の適正化に関する法律)

区分	営業所が二以上の都道府県の区域内にある場合	営業所が一の都道府県の区域内にのみある場合
電気工事業者の登録等に係る権限 (登録電気工事業者(第3条) 通知電気工事業者(第17条の2) なし登録電気工事業者(第34条第2項) なし通知電気工事業者(第34条第3項))	経済産業大臣	都道府県知事

…自家用電気工作物のみに係る電気工事を営もうとする場合は、経済産業大臣又は都道府県知事への通知で足りる

< 区域内で電気工事による危険等が発生した場合等の都道府県知事による命令等可否 >

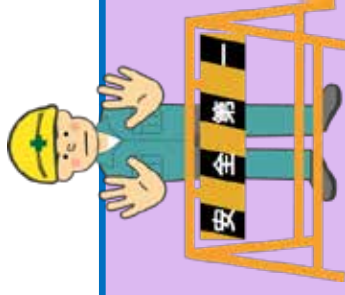
区分	登録・通知電気工事業者		みなし登録・通知電気工事業者	
	都道府県知事(自)	都道府県知事(他)	都道府県知事(自)	都道府県知事(他)
電気工事業者の権限		経済産業大臣		経済産業大臣
電気工事による危険等発生防止のために都道府県知事が講じ得る措置の有無	有	有	有	有
危険等防止命令等(電気工事業法 § 27)		×		×
指示又は営業の停止(建設業法 § 28)				

…特定の危険等に対して、電気工事業法及び建設業法の二法により、異なる主体から監督処分を受けられる

具体的な支障事例

都道府県は公共物の維持管理作業や県民の通報等により、電気工事による危険等を経済産業大臣よりもいち早く覚知可能だが、実質的に経済産業大臣の登録を受けた登録電気工事業者等に対してのみ、当該都道府県知事が直接、危険等防止命令等の措置を行い得ず、**緊急時の対応の遅れ等に伴う波及事故等が懸念される。**

経済産業大臣が届出・通知の受理を行うのみなし登録電気工事業者・みなし通知電気工事業者に対しては、経済産業大臣による危険等防止命令と重ねて、都道府県知事による建設業法に基づく必要な指示又は営業停止命令が出される場合があり、建設業法と電気工事業法の関連性を鑑みても、非合理的である。本県に営業所を設置し経済産業大臣の登録を受けた登録電気工事業者等に関する情報を経済産業省に照会したところ、DB化されていないことから登録情報を得られず、経済産業大臣による危険等防止命令の措置の実現性が懸念される。



制度改正の必要性

現行制度において、都道府県知事は大臣登録の電気工事業者等に関する情報共有や監督処分の公告等が行われていないため、電気工事による危険等を覚知した場合には、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とした機動的な対応を行えない。法の目的は、電気工事業者を営む者の登録等及びその業務の規制を行うことによって、**その業務の適正な実施を確保し、電気工作物の保安の確保に資する**ものであることから、感電や火災など事故の発生を防止する観点から必要な措置であると考える。



期待できる効果

本提案内容の実現により、電気工事による危険及び障害の発生防止のための措置が、より迅速かつ確実に行われることが期待でき、住民の安全・安心の確保が図られる。



機動的運用のための仕組み



経済産業大臣の登録を受けた登録電気工事業者等に関する情報(危険等防止命令等の措置状況含む)を、都道府県知事と共有する仕組みの整備

大臣登録電気工事業者等に対する施工地の都道府県知事による危険等防止命令等の

措置に関する情報を、経済産業大臣を介して営業所所在都道府県知事が共有する仕組みや

国からの助言体制の整備

都道府県内において、みなし登録電気工事業者・みなし通知電気工事業者に関する情報(大臣登録含む)を、建設業法と電気工事業法を所管する部署で共有する仕組みの整備

